

地 域 指 定	昭和46年度
計 画 策 定	昭和48年度
変 更 策 定	平成18年度 令和 4年度
市区町村コード	05207

湯沢農業振興地域整備計画書

令和5年3月

秋 田 県 湯 沢 市

目次

ページ

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	4
ア 農用地等利用の方針	4
イ 用途区分の構想	5
ウ 特別な用途区分の構想	8
2 農用地利用計画	9
第2 農業生産基盤の整備開発計画	14
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	14
2 農業生産基盤整備開発計画	17
3 森林の整備その他林業の振興との関連	17
4 他事業との関連	17
第3 農用地等の保全計画	18
1 農用地等の保全の方向	18
2 農用地等保全整備計画	18
3 農用地等の保全のための活動	21
4 森林の整備その他林業の振興との関連	21
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	23
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	23

(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	23
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	30
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	30
3	森林の整備その他林業の振興との関連	30
第5	農業近代化施設の整備計画	31
1	農業近代化施設の整備の方向	31
2	農業近代化施設の整備計画	31
3	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	32
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	32
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	32
3	農業を担うべき者のための支援の活動	32
4	森林の整備その他林業の振興との関連	32
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	33
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	33
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	33
3	農業従事者就業促進施設	33
4	森林の整備その他林業の振興との関連	34
第8	生活環境施設の整備計画	35
1	生活環境施設の整備等の目標	35
2	生活環境施設の整備計画	35
3	森林の整備その他林業の振興との関連	35
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	35
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	

- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、秋田県の南東部に位置し、宮城県、山形県の両県に接しており、秋田県の南の玄関口となっている。奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれ、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川や役内川沿いに豊かな水田地帯を形成しており、県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれている。

気象は、内陸性で気温の差が大きく、年間平均気温（令和2年実績）は11.9℃で年較差が激しい。

また、年間降水量は1,577mmで、その多くが冬期の降雪としてもたらされ、積雪期間は3ヵ月以上にも及ぶ豪雪地帯となっている。

土地の利用状況は、総面積79,091haのうち農業振興地域が18,111ha、都市計画用途地域が721haである。

農業振興地域内の土地利用の構成（令和3年）は、農用地6,576ha、農業用施設用地19ha、採草放牧地52ha、混牧林地3ha、森林・原野6,473ha、その他4,988haとなっており、全体の約36%が農地である。なお、農用地の利用状況は、水田5,379ha、畑726ha、樹園地471haとなっている。

人口の推移については、合併前の旧市町村とも昭和30年代をピークに、高度経済成長の中での若年労働者の流出により、昭和50年頃までは国勢調査毎に2～3%の減少率を示していたが、誘致活動に伴う企業進出と、湯沢工業団地造成等による条件が重なり、労働吸収力が増したことからその減少は一時鈍化したものの、依然減少を続けており、令和2年の国勢調査に42,091人であった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年の人口は34,467人となっている。

市の産業構造は産業別就業者構成割合を見ると、昭和30年代に50%を超えていた第一次産業就業者が10%台前半まで落ち込む一方、第二次産業就業者が約31%、第三次産業就業者が約57%になるなど大きく構造が変化してきており、農業就業者が減少し、その分を製造業、サービス業、建設業などが吸収している構造である。

経済は、第一次産業については就業者数が大きく減少しているものの、産業別生産額は増加傾向にあり、収益性の高い作物や地域に根差した特色ある作物の生産力の強化と、園芸作物の団地化等に取り組んだ効果と考えられる。第二次産業については製造品出荷額などを見ると、IT関連部品製造など好調な部門もあるが、全体的には依然厳しい状況となっており、地域所得の向上に資するべく企業誘致や新産業拠点の形成を図る必要がある。第三次産業については、買い回り品の地元購買率の低下に見られるような購買の市外流出が続き、更に、ネット販売による競争の激化により、中心商店街など小売業の落ち込みが見られることから、現代の社会問題に 대응する役割を果たす新ビジネスモデルの早期確立が急務である。

交通環境については、昭和59年度に横手南バイパス、昭和60年度に湯沢バイパスの建設事業に着手し、昭和62年度に東北中央自動車道が国土開発幹線自動車道の予定路線に編入されたことによ

り、両バイパスを「湯沢横手道路」として事業を変更し整備を進めてきたが、平成 19 年度に雄勝こまちインターチェンジまでの供用が開始され、全線の整備が完了している。

更に、現在は、国道 13 号横堀道路および真室川雄勝道路の整備が行われており、冬期交通の安全確保や交通事故の縮減、また、更なる道路ネットワークの構築により、地域のポテンシャルが向上し、企業進出や民間投資の進展が期待される。

こうした近年の社会経済の動向および将来の見通しを勘案し、多目的な土地利用計画との調整を図り、無秩序な開発を防止しながら、優良農用地が確保されるよう十分配慮する。

また、本市の水田は 2 土地改良区管内にあり、昭和 30 年代からの土地基盤整備事業により全水田の約 74%が 10a～30a 程度に整備されているが、今後は汎用化が図られた転作田の有効利用を進めながら、労働生産性を高め、市場性のある農産物の生産により安定した農業経営が維持できるよう推進していくこととする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R3年)	6,628	8.4	19	0.0	65,443 (3)	82.7	858	1.1	48	0.1	6,095	7.7	79,091	100.0
目標	6,597	8.3	22	0.0	65,392 (3)	82.7	859	1.1	57	0.1	6,164	7.8	79,091	100.0
増減	-31		3		-51		1		9		69		0	100.0

注 () は、内数で混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 6,628ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地 6,171ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
携帯電話通信用施設等	市内各地	0.906	0.0078	0.9138	—

合計 1ha

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事変（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立て又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a)集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地 約 383.8ha

(b)自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
おおむね傾斜度 1/3 以上の農用地 約 28.0ha

(c)その他

①中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地

雄勝地区 小野地区の道の駅おがち周辺農用地（駐車場拡張予定用地） 約 1.2ha

②道路沿線農用地として開発が進みつつある次の道路沿線農用地

(1)国道 398 号線に接する農用地のうち、都市計画用途地域界から柳田集落までの間の沿線両側で、未整理地は道路から 50m、道路に接する整理田はほ場 1 枚分の範囲の農用地

約 12.8ha

(2)県道湯沢雄物川大曲線の西側で、大島集落端から森集落端までの間の道路に接するほ場から 2 枚目の範囲までの農用地

約 1.2ha

(3)市道弁天線の JR 踏切から秋田県農業共済組合雄勝支所までの間の両側 50mの範囲の農用地

約 1.3ha

(4)市道北中学校線の JR 踏切から県道湯沢雄物川大曲線までの間の道路南側に接するほ場一枚の範囲の農用地と北中学校から県道までの間の道路北側に接するほ場一枚の範囲の農用地

約 1.6ha

(5)国道 398 号及び市道菅生、生内線の沿線農用地

約 2.0ha

③農用地区域として保全を図る必要がないと判断される農用地

(1)倉内集落の雄物川堤防と国道 398 号線から西に 50mの線の間にある未整理農用地

約 5.1ha

(2)湯元集落の自然公園法の国定公園の特別保護地区以外の特別地区の未整理農用地

約 19.0ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模な土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

採草放牧地及び混牧林地については、畜産振興のため既存区域を引き続き農用地区域とする。

土地の種類	所在(位置)	所有者 又は管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
林地	稲庭町字天明松	公有地	15	採草放牧地	天然林
	稲庭町字中大小沢	公有地	15	採草放牧地	天然林
	稲庭町字三番沢	公有地	2	採草放牧地	天然林
森林、原野	高松字桑ノ沢口、天矢場、湯尻村下	公、私有地	48	採草放牧地	天然林
	皆瀬字竹ノ子沢	公有地	40	混牧林地	天然林
	皆瀬字保戸野	公有地	40	混牧林地	天然林 2ha 利用中
	皆瀬字駒泣せ	私有地	42	採草放牧地	天然林
	皆瀬字高堂	私有地	60	採草放牧地	天然林
	皆瀬字桜坂	公有地	5	採草放牧地	天然林
	皆瀬字外山	公有地	16	畑地	原野
計			283		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地の利用状況は、ほぼ全域で水稻栽培が行われ、水利に恵まれ、また団地性に富み、土地の基盤整備等が積極的に進められてきており、今後もほ場整備の状況にあわせた農業機械の導入と施設の共同利用、作業受委託等による規模拡大を進め、効率的な利用と過剰投資の防止を図りながら、機械

化作業体系を見直してコストの低減を図る。

畑地については、集落周辺の未整理地については今後も従来の利用を基本に未利用地の開発も視野に入れ有効利用を図ることとし、ほ場整備地区内については集团的に利用できることから、生産調整対策をふまえた隣接転作水田との一体的利用を図っていく。

樹園地については、平坦地、山腹地とも未整理であるが、今後は園地更新とあわせ規模拡大が可能な作業体系の確立をめざしていく。

草地については、今後も自給粗飼料の確保のため未利用地の開発を含めて有効利用を図っていく。

農業用施設用地については周辺の農用地と一体的に保全する必要のあるものについて設定していく。

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
岩崎	256.6	259.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	257.6	260.0	2.4	0.0
弁天	515.0	518.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.2	0.2	517.0	520.2	3.2	0.0
幡野	379.0	379.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	380.0	380.0	0.0	0.0
湯沢	115.8	116.0	0.2	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	117.8	118.0	0.2	0.0
山田	769.3	772.0	2.7	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	6.0	1.0	779.3	783.0	3.7	0.0
三関	241.2	241.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	241.3	241.4	0.1	0.0
須川	242.9	243.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	243.4	243.5	0.1	0.0
高松	252.7	253.0	0.3	4.0	52.0	48.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	256.7	305.0	48.3	48.0
稲庭	263.0	263.0	0.0	0.0	32.0	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	263.0	295.0	32.0	32.0
三梨	445.0	445.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	2.3	0.0	447.3	447.3	0.0	0.0
川連	166.6	167.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	166.6	167.0	0.4	0.0
駒形	592.0	595.0	3.0	12.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	2.5	0.4	606.1	609.5	3.4	0.0
小野	494.7	500.0	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.2	0.1	495.8	501.2	5.4	0.0
横堀	112.2	114.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	112.2	114.0	1.8	0.0
秋ノ宮	342.3	343.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.0	0.7	342.6	344.0	1.4	0.0
院内	261.7	261.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	0.0	262.8	262.8	0.0	0.0
皆瀬	672.0	672.0	0.0	26.0	133.0	107.0	2.0	80.0	78.0	2.2	3.0	0.8	702.2	888.0	185.8	201.0
計	6,122.0	6,141.9	19.9	49.0	236.0	187.0	2.0	80.0	78.0	18.7	22.0	3.3	6,191.7	6,479.9	288.2	281.0

イ 用途区分の構想

A 岩崎地区

岩崎地区に展開する農用地おおよそ 257ha については、地区を分ける JR 奥羽線を境にして都市計画用途区域の西部は、皆瀬川水系に属する平坦部の農用地であるが、再ほ場整備により 90a を基本とした区画整理が実施済みなので、大型機械による作業体系によりコスト低減が可能になっている。東部は未整理の水田に樹園地と畑が混在しており、農業生産の合理化を阻害しており、地目毎の集団化が必要になっている。山麓にかけての樹園地については機械と作業体系について共同化を推進し、農地としての効率的な利用を進める。

B 弁天地区

弁天地区に展開する農用地おおよそ 515ha については、水田は主に雄物川水系に属し、末流部で皆瀬川水系に合流し、JR 線を境として、都市計画用途区域の西部地区は、20a～30a に区画された水田として利用されている。

10 a 区画の農地について、現在、ほ場整備事業を進めており、大区画ほ場の整備、用排水路・農道の整備を行い、生産基盤の促進を図る。

田畑輪換に対応できる条件を備えていることから農地の利用を促進する。西北部については、畑作が盛んであることから団地化により野菜の主産地化計画の基盤地区として農地の利用を促進する。森地区の集落周辺農地は隣接する森合地区と併せ樹園地として確保する。東部地区の水田は、概ね 30 a に整理されており機械化作業体系による低コスト稲作の基盤はできている。また、周辺山麓に広がる樹園地は未整備ながら団地性を有しており、りんごを主体とした生産の維持・拡大を図るための農地として確保していく。

C 幡野地区

幡野地区に展開する農用地おおよそ 379ha については、水田は雄物川水系に属し、20 a を主に 30 a ～10 a に区画され、用排水条件の整備も進み、機械化に対応できる条件を備えているので、田畑輪換にも対応できる農地としての利用を進める。倉内地区においては、高収益作物による園芸メガ団地が整備されており、水稻と野菜生産基盤地として農地の更なる高度利用を進める。

D 湯沢地区

湯沢地区に展開する農用地おおよそ 116ha については、水田は雄物川水系に属し、20 a を主に 30 a ～10 a に区画されており、現在用排水条件の整備も進み、田畑輪換に対応できるので農地としての利用を進める。

E 山田地区

山田地区に展開する農用地おおよそ 769ha については、水田は雄物川水系に属し、県営大規模ほ場整備事業により 30 a 区画にはほ場整備されており、水利条件も良く大型機械による低コスト稲作へも対応できる農地として利用する。雄物川左岸沿及び大戸川上流域に広がる未整理の田、畑については、転作を中心とした野菜生産の主産地化計画の基盤として確保する。農業用施設用地については、合理的な土地利用を推進するとともに、必要に応じて、農業近代化施設との一体的な整備を図る。

F 三関地区

三関地区に展開する農用地おおよそ 241ha については、水田は雄物川水系に属し、県営湯沢南部ほ場整備事業により 30 a 区画にはほ場整備されており、田畑輪換と機械化作業体系にも対応できる農地として利用する。山間地特有の昼夜の寒暖差が大きいことから、明治期から果樹栽培が盛んに行われている地区で、東部山裾に広がる果樹園地帯は高品質なおうとうとりんごの生産地である。団地性も有し、西向き斜面の上、土壌条件も良いので、引き続き果樹生産の主産地計画の基盤として農地の利用を促進する。また、形状や栽培方法を冠した独自の伝統野菜である三関セリ、関口なすの栽培地でもあり、土地固有の味を伝えていくため、生産の維持・拡大を図るための農地として確保していく。

G 須川地区

須川地区に展開する農用地おおよそ 243ha については、水田は雄物川水系に属し、高松川の強酸性水対策によりかんがい用水の転換が図られている。県営湯沢南部ほ場整備事業により 30 a 区画にはほ場整備されており、田畑輪換と機械化作業体系にも対応できる農地として利用する。東部山裾の広がる

緩傾斜地帯は、三関地区に隣接する果樹園地帯から畑と樹園地の混在地が続いており、土壌条件も良いので今後も果樹を主体とした農地として確保する。また、主に相川地区で栽培される伝統野菜のひろっこは地域の特産物であり、生産の維持・拡大を図るための農地として確保していく。

H 高松地区

高松地区に展開する農用地おおよそ 253ha については、水田は、雄物川支流高松川沿いに細長く散在しており、傾斜度 1/100～1/200 程度であり、地区のうち 7 割は県営湯沢南部ほ場整備事業及び宇留院内地区土地改良総合整備事業により 30 a 区画にはほ場整備されており、田畑輪換に対応できる農地として利用する。その他の未整理田については、現状を維持して利用する。なお、緩傾斜の開発可能地が周辺にあるため、採草放牧地としての利用を確保していく。

I 稲庭地区

稲庭地区に展開する農用地おおよそ 263ha については、肉用牛の産地であることから、引き続き森林の一部を採草放牧地として開発利用するほか、原則として土地利用を今後とも維持する。平坦部は主として田として利用されており、すでに土地基盤整備事業も完了しているため、今後とも田としての高度利用を進める。また、皆瀬川東岸の山麓一帯の畑は、野菜畑地としての団地を形成しているので、その基盤整備を進めて生産性の高い畑として利用する。

J 三梨地区

三梨地区に展開する農用地おおよそ 445ha については、皆瀬川両岸の平坦部は田として利用されており、土地基盤整備事業も完了し、高性能機械による稲作が可能となっているので、今後とも田としての高度利用を進める。また、皆瀬川東岸及び西岸の山麓傾斜地一帯の畑地は、葉たばこ・野菜の産地であり、今後も生産団地として推進していく。さらに、皆瀬川西岸の果樹地帯についても樹園地としての高度利用を図る。

K 川連地区

川連地区に展開する農用地おおよそ 167ha については、ほとんどが水田であり、すでに土地基盤整備事業も完了しており、第二次農業構造改善事業による高性能機械の導入により、機械化一貫体系が確率されているので、田として確保・保全し、さらなる利用の高度化を図る。

L 駒形地区

駒形地区に展開する農用地おおよそ 592ha については、この地区の基幹作目は稲作及び果樹であり、平坦部は水田として、また東部山麓地帯は樹園地として利用されている。田はすでに土地基盤整備事業も完了しており、高性能機械の導入も図られ、機械化一環体系にあるので、平坦部については今後とも田としての高度利用を図るとともに、樹園地についても確保・保全を図り、採草放牧地 12ha の高度利用により、良質粗飼料の確保に務め、畜産の振興を図る。

M 小野地区

小野地区に展開する農用地おおよそ 495ha については、この地区は平坦地の農用地のほとんどが水田として利用されており、基盤整備が雄勝地区内で最も進み、汎用田としての排水条件も整備されて

おり、整備田は今後とも優良農地としての利用を確保する。

N 横堀地区

横堀地区に展開する農用地おおよそ 112ha については、平坦部の農用地は大半が水田として利用されており、今後も未整備田の汎用化を推進しながら農地として確保し、稲作地帯として高度利用を図る。

O 秋ノ宮地区

秋ノ宮地区に展開する農用地おおよそ 342ha については、役内川水系に沿った農用地の大半は、水田として利用されており約 50%を占める未整備田の汎用化を推進しながら、農地としての高度利用を図り、イチゴ、果樹等と組み合わせた複合経営を推進する。

P 院内地区

院内地区に展開する農用地おおよそ 262ha については、雄物川水系に属する比較的平坦な農用地は、大半が水田として利用されている。今後、上院内地区の大区画ほ場整備の実現により、機械作業に対応する条件が整う予定であることから、継続して田としての利用を推進していく。

Q 皆瀬地区

皆瀬地区に展開する農用地おおよそ 672ha については、市野、羽場、中ノ台地区のおおよそ 539ha の農用地はその 3分の2が田、約 3分の1が畑として利用されており、田についてはほ場整備が進められ、団地性もあり、機械作業に対応する条件も整いつつあることから田としての利用を推進していく。湯元、市野、羽場、中ノ台地区を除くおおよそ 48ha の農用地は概ね田と畑に半々に利用されているが、団地性に欠け、加えて起伏が多く、特に田については機械化作業に対応するほ場の整備が期待できないことから、畑への転換を進め、野菜等商品作物の作付けを推進していく。また、市全域の肉用牛、乳用牛等の畜産の発展を図るためには、飼料基盤の整備拡大により飼料の自給率を高め、生産のコストを引き下げることが重要であるため、植林の進んでいる緩傾斜地を混牧林地として活用し、さらに低利用山林・原野のうち緩傾斜地については草地造成を実施し草地の団地化を図っていく。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等にかかる農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区区域記号	地区区域名称	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	大字岩崎	土地利用計画図で 黄色の区域	土地利用計画図 で無着色の農用 地	
A-2	大字成沢			
B-1	大字角間、二井田及び大字 岩崎字長野、野尻、新野尻			
B-2	大字森の地域			
B-3	大字杉沢及び杉沢新所			
C-1	大字八幡の地域			
C-2	大字金谷、柳田及び倉内			
D	旧湯沢町の区域で旧町村界 と都市計画用途区域界に囲 まれた地域			
E-1	大字深堀			
E-2	大字松岡及び石塚			
E-3	大字山田			
F-1	大字関口			
F-2	大字下関及び上関			
G-1	大字酒蒔			
G-2	大字相川			
H-1	大字高松			
H-2	大字宇留院内			
I	大字稲庭町			
J	大字三梨町			
K	大字川連町			
L	大字駒形町			
M	大字泉沢、桑崎、小野			
N	大字横堀、寺沢			
O	大字秋ノ宮			
P	大字下院内、上院内			
Q	大字皆瀬			

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は、農用地区域とする。

地区区域記号	区 域
H-1	土地利用計画図で緑色に着色している土地（高松字湯尻村下 30-1、30-2、30-3 を除く）
I	土地利用計画図で緑色に着色している土地
Q	土地利用計画図で緑色に着色している土地

(2) 用途区分

下表の地区区域記号に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区区域記号	用 途 区 分
A-1	農 地： 農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地： 岩崎字三条 32、92 同字四条 4-1 同字北二条 74-1 同字南五条 19-3、19-4、19-5、19-6、19-7、19-8、20-1、37-1、 38-1、38-2 同字南六条 61-1、61-2、62-1、62-2、62-3
A-2	農 地： 全区域
B-1	農 地： 農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地： 角間字小中島 216-1 の内、216-2 同字高野 1-2、2-2 二井田字喜藤治 2、6-1、6-2、7、10 の内、8、9、152-1 のうち 同字掬上 69、70、71、72、73、74-1、74-2、岩崎字長野 20 - 30 の内
B-2	農 地： 農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地： 字黄金原 69-1、69-2、69-3、69-4 字下田面 44、45 字菱堂 97 の内、98、101-2、字大森 17-1 の内
B-3	農 地： 農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地： 杉沢字内沢 231、232、233、234
C-1	農 地： 農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地： 字落合 6-1 字白子 212、213、214 字堂ノ前 28
C-2	農 地： 農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地： 字千刈 104、105-2 字福俵 100-2、101-1、101-2、 123、124、125、126、127、128 字富士見 169-1 の内、170 の 内

D	農地：	農業用施設用地又は採草放牧地として区分した区域以外の区域
	採草放牧地：	旧湯沢町区域内の土地であって、土地利用計画図で緑色に着色した部分に該当する区域
	農業用施設用地：	字鶴田 48-1 外 字前島 51-1 の内
E-1	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	字下川原 45-2 字宮伝 15、27-2、28-3、28-4、29-2 字湊ノ上 52 の内、字清水ノ上 42-1、43-1、44-1 字西中川原 12 の内、74-3、深堀字下川原 62-1、同字高屋敷 38、字無頭 20 番の内
E-2	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	字雁堀 22-1 松岡字雁堀 76、76-1、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、95、96、97、98 同字八幡林 10-1、10-2、11-1、9-1 同字保戸岡 1、3、4、5、6、7、8、63 字鑑田 130-2、131-2、131-3、131-4、133、石塚字馬場 56-1 の内、56-2 の内、57 の内、58 の内
E-3	農地：	農業用施設用地又は採草放牧地として区分した区域以外の区域
	採草放牧地：	山田字葦台 33、34、35、36 同字水呑沢 2-1、2-2、3
	農業用施設用地：	字川原田 41-1、41-2、41-3、41-4、41-5 字中屋敷 88-1、88-2、89-1、89-2、89-3、90-1、90-2、91、92、93、94、130、131、132、133-1、133-2 字板越 25-2 字下堂ヶ沢 113 字鶴巻 39-2、39-3 字蓮台寺 8 字福島 75-1 の内、75-2、75-3 字南土沢 5-2 山田字福島 70-3、70-4 山田字福島川原 1、2、110-4、110-5、111、112、114、114-1、114-1(同地番)、114-2、114-3、115-1、115-2 字上荻生田 36-1、37-1 の内 山田字下宿川原 8、9-2、12-6、9-1、30-17、11-11、11-12、30-16 字上布目 9 の内
F-1	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	字田沢 75-1、75-2、75-4、75-5
F-2	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	上関字堀ノ内 123、124、125、126、127、128、下関字蟹沢 318-1 の内、318-8 同字山根 358-1 の内、359-2 の内、125 の内
G-1	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	酒蔭字下川原 32-2 同字谷地 107、108、109、110、111、112
G-2	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域

	農業用施設用地：	相川字三川尻 310、312 同字新処 153-2 同字外ノ目 45-1、46 同字麓 71-1 同字十文字 2-1 の内
H-1	農地：	農業用施設用地又は採草放牧地として区分した区域以外の区域
	採草放牧地：	大字高松の区域の土地であって、土地利用計画図で緑色に着色した部分に該当する区域
	農業用施設用地：	高松字明戸 213 同字戸平 312、315-1、315-4 同字高野 172 の内、同字沼ノ沢 186 の内、187 の内、191-1 の内
H-2	農地：	全区域
I	農地：	農業用施設用地又は採草放牧地として区分した区域以外の区域
	採草放牧地：	大字稲庭町の区域の土地であって、土地利用計画図で緑色に着色した部分に該当する区域
	農業用施設用地：	字大谷 221、222-2 字大森沢 135-1
J	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	字猿城 40-2、字上堀 19-1、22-1、23-1、26 字新処下 48、51 字古三梨 204～209、字上久保前川原 31 字宮田若神子 420-2 字飯田捨下 1、5 字飯田葦谷地 194-1、195-2、204 字飯田上飯田 49-2、字飯田石野川原 250～254、字京政 201、353-1 の内、353-4
K	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	字外堀 158 字下平城 89-3
L	農地：	農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	字大倉新山 95、96、97-1、97-2、98～103、字東福寺内田 29-1、91、字東福寺村上 42-1、字東福寺三又境 38-3、字東福寺前田面 73-1、84-1、字三又明戸 33-2、字三又白幡 108-2、143、字三又清水 141-1、141-2、141-4、字八面村上 62 の内、98、字八面佐野面 69-2、字八面宮ノ前 229-1、277、字八面弥後川原 115、字八面袖沢 51-1、字三又高村 213
M	農地：	農用地利用計画図で農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：	農用地利用計画図で橙色表示した以下に掲げる土地 桑崎字二反田 111-1、111-2、111-3 同字都町 107 同字谷地中 94-1、95 小野字桐木田 181～183、219 同字東十日町 1-1 桑崎字上手 54-6 の内

N	農地：農用地利用計画図で黄着色の区域
O	農地：農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：秋ノ宮字野中 91-2、同字浅萩 110 の内、同字嶽下山根 158-1 の内、159 の内
P	農地：農業用施設用地として区分した区域以外の区域
	農業用施設用地：農用地利用計画図で橙色表示した以下に掲げる土地 上院内字貝沢 4-1、5、6、7、8、8-1、10、11、12-2、17、18-1
Q	農地：農業用施設用地、採草放牧地、混牧林地として区分した区域以外の区域
	採草放牧地：大字皆瀬の土地であって、土地利用計画図で緑色に着色した部分に該当する区域
	混牧林地：大字皆瀬の土地であって、土地利用計画図で緑色に着色した部分に該当する区域
	農業用施設用地：字中村 41-3、45-1、46、46-2、46-3、46-4、47、49、50、51、53、56、57、58、61-1、61-2、61-3、61-4、63、64、65、66 字野中 61-1、64-1、64-2、66、75、76-1、77-1、78-1、133-1、134、135-1 字上村 78-3 字仏師ヶ沢 68 字瀬野ヶ沢 94-1、176-1 字ニツ石 86 字下谷地 163-1、163-2 字内城 278 字山岸 69-1 字下村 32 字市野 8-1、8-2、172、173-2 字下羽場 74-2 字下夕野 58-1 字穴沢 24-2、24-3、24-4、25-1、26-1 字宮田 142-1、143、144 字野中 37 字吉ヶ沢 167-3、168、169、6-2、9-1、10-2 字仏師ヶ沢 20-4、22-9、58 の内 字沢梨台 42-1 の内 字深沢 25-1、字市野 10-1 の内、23-1

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

団体営及び県営の土地改良事業により、本市の要整備水田面積 4,642ha のうち、令和3年度末までの整備済面積は 4,306ha であり、整備進捗率は 92.8%となっているが、雄勝地区や皆瀬地区などにまだ今後の整備が必要な箇所が残されている。

幹線的農道については、ほ場整備事業、団体営及び県単農道整備事業、農村総合整備モデル事業等により順次舗装されている。用排水路についてもほ場整備区域内はコンクリート装工され一部を除きほぼ汎用田として活用できる状況にある。しかし、昭和40年代に整備が完了した地区については、年数経過による施設の老朽化と農業機械の大型化による代掻き期間の短縮による施設構造の改良が求められており、農業農村整備事業による改修が進められている。また、昭和30年代に施工された地域は旧10a区画であるため、区画が小さい上に耕作道が狭く、また用排水路も未舗装であるため今後の大規模経営に対しては不安が残っており整備が必要である。

本市の農業用水は雄物川及びその支川からの頭首工による自然取水が主であるが、農業生産の基盤となる安定した農業用水を確保するため、基幹的農業水利施設の整備および長寿命化計画の策定を推し進めるとともに、農村地域の安全・安心を支える防災・減災対策を講じる。また、農業の生産基盤である耕地の区画形状の改善、用排水路、道路、暗渠排水、耕地の集団化等を総合的に実施し、農地作付けの汎用性を広め、機械化作業による効率化等、生産性の高い耕地条件に整備することにより、農業生産性の安定向上を図るとともに、高能率農業の展開により、活力ある農村の建設に資する。

A 岩崎地区

明治年代に整備が行われ、旧10a区画であった区域は、県営ほ場整備事業により30a区画（ただし、畦畔除去により1区画60～90aが可能な均平度を有する）に整備されており、関連して用排水路の整備も完了している。しかし、地区中心が用途地域内であり、この東側未整理地は水田、樹園地が混在しており、耕作道、水路の整備が必要であるが区画面積が少ないので交換分合等により、地目間の調整を図る必要がある。稲作単一の兼業が多く、一戸当りの経営規模が小さいので、担い手農家を中心に農地の利用集積を図る。

B 弁天地区

平坦地区であり、水田のほとんどが30aに区画されており、用排水路も整備されて汎用化も図られているが、施設の老朽が著しく、また代掻き期間の短縮に伴い用水断面の拡大が急務となっているため、農業農村整備事業により用排水路の整備と併せ、作業受委託を中心とした農地の利用集積にも取り組んでいる。一部未整理地区と旧10a区画の新所地区については再ほ場整備を含めて農道、用排水路の整備を進める。樹園地については未整理であることから、多面的機能支払制度等を活用し、水路の草刈り・泥上げなどの基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修などの地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する。

C 幡野地区

市街地近郊地区の一部地区を除き、水田のほとんどが30aに区画されており、県営土地改良総合整備事業と排水対策特別事業によって、用排水路及び暗渠排水の整備が完了し土地の汎用化が図ら

れている。農地の保全に努めながら、農作業の受委託や機械・施設の共同利用等を促進し、農地流動化などにより農地集積を図り、規模拡大農家を育成することとする。

D 湯沢地区

用途地域で市街地内の地区ではあるが、10a～30aに区画された地域であり土地改良総合整備事業、かんがい排水事業等が実施されており汎用田として基盤の整備が進んでいる。ただし、B-3地区との入作地は旧10a区画であり、再ほ場整備を含め農道、用排水路の整備が必要である。経営規模が小さく兼業が大部分であるが、転作団地による大豆生産が盛んである。また、農地価格が相対として高く、農地流動化は見込めないが、作業受委託が進んでおり、今後も転作田の管理を含めた農作業受委託が広がると思われることから、農のある市街地として整備する。

E 山田地区

水田は沢入地を除き県営の大規模ほ場整備事業により30aに区画整理されており、土地、水利条件に恵まれている上、経営規模も大きく水稻の単作地帯である。既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていくほか、多面的機能支払制度等を活用し、水路の草刈り・泥上げなどの基礎的保全活動や、水路・農道の軽微な補修などの地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する。

F 三関地区

大部分の水田は県営ほ場整備事業により30aに区画整理されているが、関口地区は用途地域に隣接している上、水田、樹園地、畑が混在しており一部が未整理である。おうとうを中心とした果樹地帯と地場消費野菜の生産の中心地域は簡易な舗装による道路網が一部整備されているが、その他耕作道については未整備も存在することから生産規模の拡大には整備が必要となっている。

なお、果樹栽培については、近年、局地的な大雨や突風・雹、夏季の異常高温や少雨による干ばつ、さらには大雪など、いわゆる異常気象と呼ばれる現象が発生しており、年々の作柄に悪影響を及ぼす事例が見られている。果樹生産を維持、発展させ、消費者に美味しい果物を届けるためには、多様な気象条件に適切に対応していく必要があることから、応急的な対策にとどまらず、時々々の気象に応じた適切な栽培管理上の対応はもちろんのこと、土づくりや健全な樹体の育成など、生産基盤の強化を推し進める。

G 須川地区

三関地区と同一条件の地域であるが、水田は入沢地を除き30aに区画整理されており水稻が中心である。古くから高松川の強酸性水被害により、水稻の生産性が低い地域であったが、鉍毒対策事業により解消されてからは収量も他地区と同等になっている。必要に応じて、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていくほか、山裾の緩傾斜地等では果樹と野菜の生産拡大が図られていることから、三関地区同様、生産基盤の強化に力を入れていく。

H 高松地区

雄物川支流の高松川流域に長く点在している地区で、中心地区は県営ほ場整備事業により30aに区画整理されている。一部自己整理されているものの、未整理田が多く、水源も沢水となっており

水田の生産性も他の地区と比べ低い。畑地は緩傾斜の山腹を利用した葉たばこや野菜栽培が進められていたが、後継者の確保が困難となってきており作付面積は減少傾向にあるため、担い手農家を中心とした土地の利用集積や機械化一貫体系の整備を進め、経営面積の維持を図る。

I 稲庭地区

皆瀬川沿いに水田が広がっているが、土地基盤整備事業は完了しているため、今後とも田としての高度利用を進め、担い手等への農地の利用集積を進める。なお、必要に応じて、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

J 三梨地区

皆瀬川兩岸の平坦部は田として利用されており、土地基盤整備事業も完了し、高性能機械による稲作が可能となっているので、今後とも田としての高度利用と農地の利用集積を進める。なお、必要に応じて、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

K 川連地区

地区内にある農用地のほとんどが水田であり、すでに土地基盤整備事業も完了しており、第二次農業構造改善事業による高性能機械の導入により、機械化一貫体系が確率されているので、田として確保・保全を図っていく。なお、必要に応じて、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

L 駒形地区

すでに土地基盤整備事業も完了しており、高性能機械の導入も図られ、機械化一環体系にあるので、平坦部については今後とも田としての高度利用を図るとともに、りんごの産地を形成している樹園地についても確保・保全を図りながら、農道整備等により生産性の向上を図る。なお、必要に応じて、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

M 小野地区

本地区においては、全水田について、ほ場整備事業が完了し、既存の生産組織ができており、機械化一貫体系をなお一層強化するとともに、戦略的作物の生産規模拡大に努め、地域農業の再編を図る。また、農業生産法人による農作業受委託が進んでおり、今後も農地の利用集積を進める。なお、必要に応じて、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

N 横堀地区

寺沢地区においては 60a 区画のほ場整備が完成し、担い手を中心とした機械化一貫体系と省力化による稲作が可能となったため、水田の高度利用と農用地の利用集積を図り、さらなる生産性の向上を目指す。なお、必要に応じて、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

O 秋ノ宮地区

雄物川支流である役内川沿いの中山間地域に属する地区であるが、県営ほ場整備事業により

95.9ha、県単事業により38haの土地基盤整備が実施されており、認定農業者を含めた生産組織が強化され機械化一貫体系が確立されているため、今後一層の土地利用集積を図り生産性の向上を目指す。なお、必要に応じて、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

P 院内地区

本地区では県単事業等により、87.8haが整備されているが、未整備の農地も多く存在するため、今後も基盤整備を実施し農地の生産性向上を図っていくことにより、担い手農家を中心とした土地の利用集積や機械化一貫体系の整備を進め、経営面積の増大を図る。なお、上院内地区のほ場整備については、令和5年度の採択を予定している。

Q 皆瀬地区

皆瀬地区の田450haのうち、ほ場整備事業が60%程度完了しているが、一般に不利な条件下にあり、機械化に対応できる条件整備が必要とされていることから、引き続き、利用集積を促進するとともに、地力の増強を進め、生産性の向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備事業	区画整理 A=24.6ha	関口	31.3	㊹ F-1	県・(競) 営農地 中間管理機構関 連農地整備事業
ほ場整備事業	区画整理 A=27ha	上院内	32.8	㊹ P	県・(競) 営農地 中間管理機構関 連農地整備事業
ほ場整備事業	区画整理 A=41.0ha	杉沢新所	45.2	① B-2 B-3	県・(競) 営農地 中間管理機構関 連農地整備事業
ほ場整備事業	区画整理=30ha 暗渠排水=30ha	秋ノ宮	30	㊹ 0	県・(競) 営農地 中間管理機構関 連農地整備事業
ほ場整備事業	区画整理=40ha 暗渠排水=40ha	役内	40	㊹ 0	県・(競) 営農地 中間管理機構関 連農地整備事業

農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)参照

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林地帯に隣接した地域の農業基盤整備については、森林整備計画との整合性を図りながら、その効果が十分に達せられるよう整備を進める。

4 他事業との関連

今後予想される道路や公園緑地の整備等の公益性が高いと認められる事業については、農産物の流通や消費者の移動を容易にするなど、農林業の発展に寄与できる側面もあるため、決定にあたっては関係機関と所要の調整を図り進めるものとする。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本地域内でも生産調整の強化を背景に、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地、耕作放棄地が増加の傾向にあるが、農地は単に農業用資源であるだけでなく、環境保全機能、防災機能などの多面的機能を有しており、これを引き続き貴重な地域資源として保全管理に努める。

優良農地の保全確保については本農業振興地域制度を適切に運用することで、引き続き無秩序な農地のかい廃防止を図っていく。

また、農業委員会が遊休農地の把握・解消のために実施している農地パトロールと連携することによって、農業者の農地保全意識の向上に努めるとともに、地理的条件や高齢化・過疎化の進行により担い手・後継者不足等に悩んでいる地域においては、関係機関が連携しソフト事業の活用などを通じて解消・有効利用を図っていくほか、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の活用により、耕作放棄地の発生を防止することで農用地の保全と質的向上を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
水利施設整備事業	排水路＝2.7 km	沖鶴	80	11 B-2	県・(競) 水利施設等保全高度化事業
水利施設整備事業	調査計画一式	幡野	365	13 C-2 D	県・(競) 水利施設等保全高度化事業
水利施設整備事業	調査計画一式	大丈堰	121	14 F-1 D	県・(競) 水利施設等保全高度化事業
水利施設整備事業	揚水機場一式	南部	201	15 D	県・(競) 水利施設等保全高度化事業
水利施設整備事業	頭首工一式	松岡	155	18	県・(防) 農業用河川工作物等応急対策事業
水利施設整備事業	揚水機場1基 樋門1箇所 排水路＝0.1 km	中泊	42	19 F-1	団・農業水路等長寿命化・防災減災のうち長寿命化対策
水利施設整備事業	揚水機場2基	弁天	53	20 B-1 C-1	団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策
水利施設整備事業	樋門1箇所	駒形黒沢	155	21 L	団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策

(参考：溜池)			【溜池名称】		
			保戸岡ため池	22	土地改良データより
			山谷第二	23	土地改良データより
			苗代沢	24	土地改良データより
			小成沢	25	土地改良データより
			内沢	26	土地改良データより
			第1山谷	27	土地改良データより
			大倉沼	28	土地改良データより
			羽竜沼	29	土地改良データより
			宮田堤	30	土地改良データより
			第2槻沢	31	土地改良データより
			蟹沢	32	土地改良データより
			板戸沼	33	土地改良データより
			若畑	34	土地改良データより
			貝沼	35	土地改良データより
			皿小屋堤	36	土地改良データより
			藤倉堤	37	土地改良データより
			古峠池	38	土地改良データより
			内山池	39	土地改良データより
			立岩堤	40	土地改良データより
			東松沢	41	土地改良データより

(参考：用排水)			【用排水 名称】		
			大倉揚水 機	42	土地改良データ より
			新城・鍛冶 屋布揚水 機	43	土地改良データ より
			京政揚水 機	44	土地改良データ より
			若神子揚 水機	45	土地改良データ より
			反復施設	46	土地改良データ より
			除じん機	47	土地改良データ より
			除じん機	48	土地改良データ より
			六日町揚 水機	49	土地改良データ より
			山田揚水 機	50	土地改良データ より
			宮渕揚水 機	51	土地改良データ より
			中泊揚水 機場	52	土地改良データ より
			平城揚水 機場	53	土地改良データ より
			源平堰	54	土地改良データ より
(参考：橋梁)			【橋梁名称】		
			1号橋	55	土地改良データ より
			2号橋	56	土地改良データ より
			鍬柄橋	57	土地改良データ より
			川原新橋	58	土地改良データ より
			寺田川1 号農道橋	59	土地改良データ より
			立川1号 農道橋	60	土地改良データ より

			立川 2 号 農道橋	61	土地改良データ より
			立川 3 号 農道橋	62	土地改良データ より
			立川 4 号 農道橋	63	土地改良データ より
			立川 5 号 農道橋	64	土地改良データ より
			立川 6 号 農道橋	65	土地改良データ より
			立川 7 号 農道橋	66	土地改良データ より
			麓沢川 1 号農道橋	67	土地改良データ より
			麓沢川 2 号農道橋	68	土地改良データ より
			姉倉沢川 1 号農道橋	69	土地改良データ より
			姉倉沢川 2 号農道橋	70	土地改良データ より
			姉倉沢川 3 号農道橋	71	土地改良データ より
			山谷川 1 号農道橋	72	土地改良データ より
			松沢川 1 号農道橋	73	土地改良データ より

農用地等保全整備計画図（付図 3 号）参照

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地等の機能低下を防止するため、図情報システムを活用し農地等情報の効率的な管理を行い、関係機関及び農業団体による情報の共有化を図ることで、集落営農組織の強化や認定農業者へ農地集積を図る。また、集落・地域に情報提供を行い、地域農業のあり方について話し合いを通して、集落・地域で実効性のある「人・農地プラン」を作成し、それに基づき耕作放棄地の発生の防止に努める。

中山間地では現在 82 集落が集落協定を締結し、耕作放棄地の解消と発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすべく取り組みを行っている。また、平成 26 年度から、地域資源の適切な保全管理を推進するため、地域の共同活動に係る支援を行う制度が創設され、当市では 17 組織が活動している。今後も各種防止対策の一層の推進を図り、持続的な農業生産維持活動を行っていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農地の保全には健全な森林維持が欠かせないため、森林の持つ多面的機能を発揮させるため、適

切な保全管理について支援する。なお、湯沢市森林整備計画では、森林の有する機能別に、その役割と望ましい姿が示されており、水源かん養機能維持増進森林、山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林の区域設定と施業方法を定めている。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

経営規模拡大の方向としては、稲作を主体とする土地利用型農業における作業受委託を主とした規模拡大と、野菜、果樹、花き等を主体とする集約型農業における高収益性・高生産作目の作付拡大等、経営内容の充実に向けた取り組みとの二つの方向で推進するものとする。このため、経営規模拡大の推進にあたっては、市をはじめ農業委員会、農協など、関係機関・団体が一体となった土地利用調整機能の整備と、効率的な調整活動のもとに、個別・組織経営体ごとに、労働力、機械施設、資本力、拡大計画の内容、将来展望等、経営体個々の意向や経営状況の把握・分析に基づく、実態に即した緻密な経営指導の実施と各種農地流動化施策の円滑な推進に努めるものとする。また、経営内容等、質的充実の面では、各種補助事業、融資制度を導入し、戦略的作物の作付拡大に努めるものとする。

具体的な効率的・安定的な農業経営の指標は、市内における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内）と、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり400万円程度）とする。具体的な効率的・安定的な農業経営の指標は次に掲げるとおりとするが、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	農業所得	農業従事の態様等	戸数(経営体数)	流動化目標面積(ha)
個別経営体	水稻単一	〈作付面積等〉 ・水稻 9	〈資本装備〉 (中型機械化体系) ・トラクター (30ps)1台 ・田植機 (乗用6条) 1台 ・コンバイン (3条刈)1台 ・乾燥機(35石) 1台 他	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定等 による就業条件 の整備 ・家族労働力3人		効率的かつ安定的な農業 経営が地域の農用地の利 用に占める面積割合の目 標:80%
		〈経営面積〉 9	〈その他〉 ・低コスト型高品質 高生産稲作推進	〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)			
	水稻単一	〈作付面積等〉 ・水稻 4.5	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に 準ずる機械一式 他	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定等 による就業条件 の整備 ・家族労働力3人		
		・水稻作業受託 7.5 〈経営面積〉 4.5	〈その他〉 ・低コスト型高品質 高生産稲作推進	〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)			
	水稻+ 畑作物	〈作付面積等〉 ・水稻 8	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に 準ずる機械一式 他	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定等 による就業条件 の整備 ・家族労働力3人		
	・大豆 7 〈経営面積〉 15	・乾燥調整施設 (農協所有)利用 ・汎用コンバイン (リース) 1台 〈その他〉 ・大豆の生産振興 ・団地化の推進	〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)				
水稻+ 野菜	〈作付面積等〉 ・水稻 4.7	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に 準ずる機械一式 他	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定等 による就業条件 の整備 ・家族労働力3人			
・トマト 0.3 ・水稻作業受託 3 〈経営面積〉 5	・パイプハウス 9棟 〈その他〉 ・生産組織体制の 整備	〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)					
水稻+ 野菜	〈作付面積等〉 ・水稻 5.4	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に 準ずる機械一式 他	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定等 による就業条件 の整備 ・家族労働力3人			
・キュウリ (半促成栽培) 0.3 (抑制栽培) 0.3 ・水稻作業受託 2 〈経営面積〉 6	・パイプハウス 9棟 〈その他〉 ・生産組織体制の 整備	〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)					

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	農業所得	農業従事の態様等	戸数(経営体数)	流動化目標面積(ha)
	水稲+野菜	〈作付面積等〉 ・水稲 500a ・アスパラガス 100a 〈経営面積〉 600a	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 〈その他〉 ・生産組織体制の整備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稲+野菜	〈作付面積等〉 ・水稲 7.6 ・イチゴ(露地栽培) 0.4 〈経営面積〉 8	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 〈その他〉 ・生産組織体制の整備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稲+野菜	〈作付面積等〉 ・水稲 7 ・枝豆(中生) 1.5 〈経営面積〉 8.5	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 ・枝豆もぎ取り機 〈その他〉 ・生産組織体制の整備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稲+野菜	〈作付面積等〉 ・水稲 7.5 ・オクラ(施設栽培) 0.5 〈経営面積〉 8	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 ・管理機 1台 〈その他〉 ・生産組織体制の整備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稲+野菜	〈作付面積等〉 ・水稲 6.6 ・ネギ(露地栽培) 1.4 〈経営面積〉 8	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 ・管理機 1台 ・ネギ皮むき機 1台 〈その他〉 ・生産組織体制の整備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稲+野菜	〈作付面積等〉 ・水稲 6.6 ・セリ 0.4 〈経営面積〉 7	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 〈その他〉 ・生産組織体制の整備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	農業所得	農業従事の態様等	戸数(経営体数)	流動化目標面積(ha)
			整備	(主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)			
	果樹単一	〈作付面積等〉 ・リンゴ(矮化栽培) 2.4 〈経営面積〉 2.4	〈資本装備〉 ・スピードスプレー(共有) 1台 ・高所作業車 1台 ・自走モア 1台 〈その他〉 ・共同選果	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,660千円 (主たる従事者 4,060千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+果樹	〈作付面積等〉 ・水稻 5.5 ・リンゴ(矮化栽培) 1.5 〈経営面積〉 7	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式他 ・スピードスプレー(共有) 1台 ・高所作業車 1台 〈その他〉 ・共同選果	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,640千円 (主たる従事者 4,040千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+果樹	〈作付面積等〉 ・水稻 4.5 ・リンゴ(普通栽培) 0.5 ・おうとう(施設雨よけ) 0.5 〈経営面積〉 5.5	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式他 ・スピードスプレー(共有) 1台 ・高所作業車 1台 〈その他〉 ・共同選果	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+果樹	〈作付面積等〉 ・水稻 6.5 ・ブドウ(普通栽培) 1 〈経営面積〉 7.5	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式他 ・スピードスプレー(共有) 1台 〈その他〉 ・共同選果	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+畜産	〈作付面積等〉 ・水稻 4 ・混播牧草 5 ・搾乳牛 25頭	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式他 ・畜舎 1棟 ・ミルカー 1台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	農業所得	農業従事の態様等	戸数(経営体数)	流動化目標面積(ha)
		〈経営面積〉 9 うち飼料畑 5	〈その他〉 ・搾乳量1頭当たり 8,000kg	〈農業所得〉 5,780千円 (主たる従事者 4,180千円) (補助的従事者 1,600千円)			
	水稻+畜産	〈作付面積等〉 ・水稻 4 ・混播牧草 2.5 ・肥育牛(黒毛和牛) 常時飼養頭数 65頭 〈経営面積〉 6.5 うち飼料畑 2.5	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 ・畜舎 1棟 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+畜産	〈作付面積等〉 ・水稻 5.5 ・混播牧草 2.5 ・繁殖牛(黒毛和種) 常時飼養頭数 60頭 〈経営面積〉 8 うち飼料畑 2.5	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 ・畜舎 1棟 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+畜産	〈作付面積等〉 ・水稻 4 ・母豚(一貫経営) 55頭 〈経営面積〉 4	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 ・畜舎 1棟 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+工芸作物	〈作付面積等〉 ・水稻 4 ・葉たばこ 1.5 〈経営面積〉 5.5	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 ・乾燥施設 1棟 ・畦間作業車 1台 ・葉編機 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+花き	〈作付面積等〉 ・水稻 4 ・ストック 0.4 ・新鉄砲ゆり 0.3 〈経営面積〉 4.7	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式 他 ・パイプハウス 10棟 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	農業所得	農業従事の態様等	戸数(経営体数)	流動化目標面積(ha)
			・生産組織体制の整備	(主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)			
	水稻+花き	〈作付面積等〉 ・水稻 7.5 ・輪ギク(露地8月) 0.3 ・小ギク(露地9月) 0.2 〈経営面積〉 8	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式他 〈その他〉 ・優良品種の導入 ・生産組織体制の整備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+花き	〈作付面積等〉 ・水稻 5 ・トルコギキョウ(6月~8月) 0.15 (9月~10月) 0.15 〈経営面積〉 5.3	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式他 ・パイプハウス 8棟他 〈その他〉 ・優良品種の導入 ・生産組織体制の整備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+きのこ類	〈作付面積等〉 ・水稻 4 ・ひらたけ 〈経営面積〉 4	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式他 ・発生舎 1棟 〈その他〉 ・1瓶当たり収量 99g	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
	水稻+きのこ類	〈作付面積等〉 ・水稻 3 ・しいたけ(ほだ木) 12,000本 〈経営面積〉 3	〈資本装備〉 ・中型機械化体系に準ずる機械一式他 ・発生舎 1棟 ・抑制舎 1棟 ・ほだ場 〈その他〉 ・1本1代当たり発生量 850g	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離 ・青色申告の実施 〈農業所得〉 5,600千円 (主たる従事者 4,000千円) (補助的従事者 1,600千円)	・家族経営協定等による就業条件の整備 ・家族労働力3人		
組織経営体	水稻単一 (3戸構成) 主たる従事者 3人	〈作付面積等〉 ・水稻 20	〈資本装備〉 (大型機械化体系) ・トラクター(45ps) 1台 (32ps) 1台 ・側条施肥田植機(乗用6条) 2台 ・コンバイン(6条)	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の拡充を図る。	・給与制の導入 ・社会保険等への加入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る。		

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	農業所得	農業従事の態様等	戸数(経営体数)	流動化目標面積(ha)
		〈経営面積〉 20	1台 ・トラック 2台 〈その他〉 ・カントリー エレベーター利用 他	〈農業所得〉 12,300千円			
	水稻+ 畑作物 (3戸構成) 主たる 従事者 3人	〈作付面積等〉 ・水稻 8 ・水稻作業受託 18 ・大豆 10 〈経営面積〉 36	〈資本装備〉 (大型機械化体系) ・トラクター (45ps) 1台 (32ps) 1台 ・側条施肥田植機 (乗用6条)2台 ・コンバイン (汎用) 1台 ・大豆播種機 1台 ・トラック 2台 〈その他〉 ・カントリー エレベーター利用 他	・青色申告の実施 ・経営体の体質強 化のため、自己 資本の拡充を図 る。 〈農業所得〉 12,200千円	・給与制の導入 ・社会保険等への 加入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保 ・労働環境の快適 化を進めるため 農作業環境の改 善を図る。		
	水稻+ 畑作物 (3戸構成) 主たる 従事者 3人	〈作付面積等〉 ・水稻 8 ・水稻作業受託 20 ・ソバ (地元消費用) 10 〈経営面積〉 38	〈資本装備〉 (大型機械化体系) ・トラクター (45ps) 1台 (32ps) 1台 ・側条施肥田植機 (乗用6条)2台 ・コンバイン (汎用) 1台 ・トラック 2台 〈その他〉 ・カントリー エレベーター利用 他	・青色申告の実施 ・経営体の体質強 化のため、自己 資本の拡充を図 る。 〈農業所得〉 12,300千円	・給与制の導入 ・社会保険等への 加入 ・春秋の農繁期に おける臨時雇用 従事者の確保 ・労働環境の快適 化を進めるため 農作業環境の改 善を図る。		

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

人・農地プランをベースとした農地中間管理事業の積極的な活用により、担い手への農地集積、農作業受委託等の促進を図り、地区内優良農地の維持と遊休農地の活用に努め、認定農業者をはじめとする担い手の経営規模拡大を推進する。また、ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業により新規就農者の確保や栽培技術力の継承等の実現を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

ア 認定農業者等の育成対策

関係機関・団体とも連携し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、既存農業者の経営規模拡大や経営の合理化を進めるとともに、新たな担い手の掘り起こしやステップアップを図る。認定農業者を効率的かつ安定的な農業経営の育成施策の中心に位置づけ、経営改善計画の達成に向けて、農地利用集積の促進、経営診断や研修会等のフォローアップを行う。農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、経営状況の分析や経営改善に向けた意向調査等を実施し、再認定への積極的な誘導を行い、更なる経営改善や法人化等を目指す。

イ 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

兼業化の進展により、農地の保全、有効利用に対して農家の意識が稀薄になっている。また、農地の資産的保有、水田農業に対する将来への不安、農地の高価格等の農業者それぞれの思惑により、農地の流動化はあまり進展していないことから、次の各事業について、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等との連携を図りながら、円滑かつ効率的に実施し、農用地の利用集積を促進する。

- ・ 利用権設定等促進事業
- ・ 農地中間管理事業
- ・ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ・ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では中山間に生産基盤がある者がいることから、林業振興と調和を図り、安定した農業経営を目指すものとする。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

近年の農業を取り巻く情勢は、食の多様化や人口の減少で進む「コメ離れ」に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、食産業の停滞で業務用米の需要が減少し、米価が大きく下落した。また、農産物輸入の自由化により、生鮮野菜までも海外からの輸入により大きな打撃を受けるなど、ますます厳しさを増している。

これらに対応し、産地として生き残るために、各般にわたり新たな展開が必要であるが、特に、地域農業推進のためには、担い手農家を中心とした経営規模の拡大、作目の選定、基本的な技術の励行と並行した新しい技術への積極的な取り組みが必要である。また、生産組織の再編強化を図りながら、低コストを念頭に過剰投資を防止しながら農業近代化施設の整備を促進し、生産の効率化と品質の向上、経営構造の改善を図っていくことも重要である。

しかしながら、広域集出荷施設やカントリーエレベーター、家畜排せつ物処理・堆肥製造施設等の大規模な施設も順次整備がなされ、現状は新たな施設整備よりも、既存施設の利用率向上や老朽化に伴う施設の統廃合や改修などが課題となっている。

以上のことから、長期的な視点で農業設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化し、また、今後は既存施設をはじめ、補助事業などによって新たに整備される共同栽培管理施設等を最大限に活用し、大型産地として産地間競争を勝ち抜くため、集出荷体制の強化を図っていく。

2 農業近代化施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対 図 番 号	備 考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
堆肥化处理施設	循環型農業推進センター	市全域	— ha	— 戸	農業生産法人ほか	7	ストックマネジメント事業

農業近代化施設整備計画図（付図4号）参照

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

関係機関・団体の連携のもとに、効率的かつ安定した経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農業を担う者やその家族が利用する福祉施設並びに医療施設	皆瀬診療所を含む周辺公共複合化施設（皆瀬庁舎・皆瀬生涯学習センター）	皆瀬字沢梨台 51 番地	農業を担う者の家族を含む住民	10	湯沢市（交流拠点施設の一部として整備予定）

農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）参照

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農に必要な技術を身につけようとする者、または新たな部門開始に必要な技術を身につけようとする新規就農者に対して、農業の技術・知識の習得への支援のために、県の試験研究機関（農業試験場・果樹試験場・畜産試験場）の各種コースを選択して2年間の研修を受ける研修制度を導入し、地域農業の優れた担い手の確保・育成を図る。また、就農準備に必要な資金手当の支援としては、各種制度資金や認定農業者対象の就農支援事業の活用を図り、生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援措置としては、農業委員会・農業公社等を通じて農地取得の斡旋を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

恵まれた自然環境の象徴ともいえる豊かな森林資源は、住民の健康、福祉にも大いに貢献しており、今後も保全に努め、市民の森をはじめとする森林利用施設の整備を進めることにより、農業就業者を含めた住民の福利厚生に資する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、高度経済成長による他産業の成長に伴う農業所得の不足を補う方策として、多くの農業者は通勤による兼業を志向し、農業と他産業のバランスある発展を目指し、地域活力の充実に努めてきた。今後は、認定農業者をはじめとする意欲ある農家・組織の経営規模の拡大によって生産性の高い農業を確立することが本市の重要課題であり、そのためには、農業者及び農家世帯員の安定雇用を図る必要があることから、今後も安定的な就業機会を確保するため、新たな企業の誘致を計画するほか、新産業創出支援等、産業分野の発展に努める。

農業従事者の他産業就業の現状

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	市町村内			市町村外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	第1次産業	…	…	2,722	…	…	…	…	…	…
	第2次産業	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	第3次産業	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	計	…	…	…	…	…	…	…	…	…
自 営 兼 業	第1次産業	…	…	117	…	…	…	…	…	…
	第2次産業	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	第3次産業	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	計	…	…	…	…	…	…	…	…	…
出 稼 ぎ	第1次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2次産業	0	0	0	18	0	18	18	0	18
	第3次産業	0	0	0	20	0	20	20	0	20
	計	0	0	0	38	0	38	38	0	38
日 雇 ・ 臨 時 雇	第1次産業	…	…	…	…	…	…	…	…	1,582
	第2次産業	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	第3次産業	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	計	…	…	…	…	…	…	…	…	…
総 計	第1次産業	…	…	2,839	…	…	…	…	…	…
	第2次産業	…	…	7,330	…	…	…	…	…	…
	第3次産業	…	…	12,596	…	…	…	…	…	…
	計	…	…	22,848	…	…	…	…	…	…

符号「…」については事実不詳又は調査を欠くもの

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

公共職業安定所と連携しながら市独自の労働窓口を設置し、就労希望者への情報提供、相談活動を行う。企業誘致活動も活発に行い、進出希望企業の企業ニーズをとり入れた新規工業団地を計画しながら農業従事者の就業機会の拡大と企業、就労希望者間のマッチングを積極的に推進していく方針である。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業においても林家経済安定のために就業機会の確保が必要であり、間伐材有効活用施設や木質バイオマス有効活用施設などを検討し、高付加価値製品生産の誘導と雇用の確保を図っていく。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備等の目標

従来から農村地域の生活環境の向上を目指し、農業用道路、農業集落排水設備、集会施設、農村公園等の整備が進められてきたが、近年の少子高齢化の進展等各種土地利用規制の効果と相まって、農村部の人口減少が進行し、地域全体としての活力低下が危惧されている。また、地域における農業後継者の減少は、将来の農村社会における中核農業者の意識や生活様式、生活活動の孤立化が懸念されている。

これら問題に対して、活力ある地域社会を構築するため、農業振興地域整備計画で定める各計画事項と関連して、地域の自然環境との調和、集团的優良農地を確保することを基本とし、自然環境に配慮した生活環境施設の維持、運営を住民の自主的な活動により適正かつ効果的に行われるよう推進する。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ公益的機能の保持を図りながら、市民生活に潤いと安らぎを与える役割を果たすために、自然とのふれあいの場、憩いの場として、関連施設整備及び、国定公園関連の適切な維持管理に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

資源リサイクル型畜産環境整備事業により整備した湯沢市循環型農業推進センターの利用を中心に、各種補助事業も活用しながら畜産に係る公害防止の徹底を図る。また、肉用牛や養豚経営のための畜舎については、家畜排せつ物の管理の適正化により環境問題発生の未然防止と軽減を図り、また、家畜排せつ物の利活用を促進することにより資源の有効活用に努める。